

パブリックコメント手続き結果概要

1. 案件名

「交野市行政手続条例の一部改正案に対するパブリックコメントについて」

2. 実施機関（担当所管課等）

- (1) 名称 : 交野市総務部総務課
(2) 所在地 : 〒576-8501 交野市私部1丁目1番1号
(3) 電話番号 : 072-892-0121

3. 概況

- (1) 意見等募集期間 : 開始 平成27年1月13日（火）から
終了 平成27年2月11日（水）まで
(2) 結果周知手段 : 広報かたの、交野市ホームページ
(3) 結果資料公表場所 : 交野市ホームページ、情報公開コーナー、
実施機関（担当所管課等）の事務所

4. 受付した意見等の件数

合計 1件

5. 受付した意見等の結果

- (1) 内容に関する意見 1件

6. 意見等に対する考え方・対応

(1) 内容に関する意見等

意見等の概要	意見等に対する考え方・対応	件数
処分等の求めについて、「処分等を求めた者（申請者）に対し、当該処分等をする権限を有する行政庁等は、不処分となった場合の理由を求めに応じて開示しなければならない。また、行政指導中にある場合であっても、申請者が当該行政指導に疑念を持った場合は、指導状況等について説明に努めなければならない。」との規定を設けるべき。	ご意見ありがとうございます。 今回改正された行政手続法において、「処分等の求め」は、処分をする権限を有する行政庁又は行政指導をする権限を有する行政機関が、法令に違反する事実を知る者からの申出を端緒として、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、その是正のための処分又は行政処分を行うこととすることより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とするものであり、法律上、申出を受けた行政庁又は行政機関に申出人に対する対応の結果について通知義務は課されていません。 本市においても上記行政手続法の改正を受け、同法の改正の趣旨に沿った条例改正を行うこととなります。従って、条例に規定することは考えておりませんが、運用において、当該処分又は行政指導の相手方となるべき者の正当な利益が損なわれる場合や事務処理上著しい負担が生じる場合等を除き、行った調査の結果、講じた措置の有無やその内容など、申出を受けた対応の結果について、申出人に通知するよう努めるものとするを検討しています。お寄せいただいた意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	1